

(保 302)

令和 4 年 3 月 3 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松 本 吉 郎  
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 98）」の送付について

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和 2 年度診療報酬改定に関する Q & A 「疑義解釈資料の送付について（その 98）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

**【添付資料】**

疑義解釈資料の送付について（その 98）

（令 4. 3. 2 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡  
令 和 4 年 3 月 2 日

地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課  
都 道 府 県 民 生 主 管 部 ( 局 )  
国 民 健 康 保 険 主 管 課 ( 部 ) 御 中  
都 道 府 県 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 部 ( 局 )  
後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 ( 部 )

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その 98)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第57号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問1 令和2年3月6日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和4年3月2日付けで薬事承認された「GeneSoC SARS-CoV-2 N2 検出キット」（杏林製薬株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和4年3月2日より保険適用となる。